

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

企業主導型保育施設を利用する子供

【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
 - 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
 - ①「**企業枠**」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
 - ②「**地域枠**」を利用している子供…市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
 - 年齢は、クラスにより判断します。
 - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

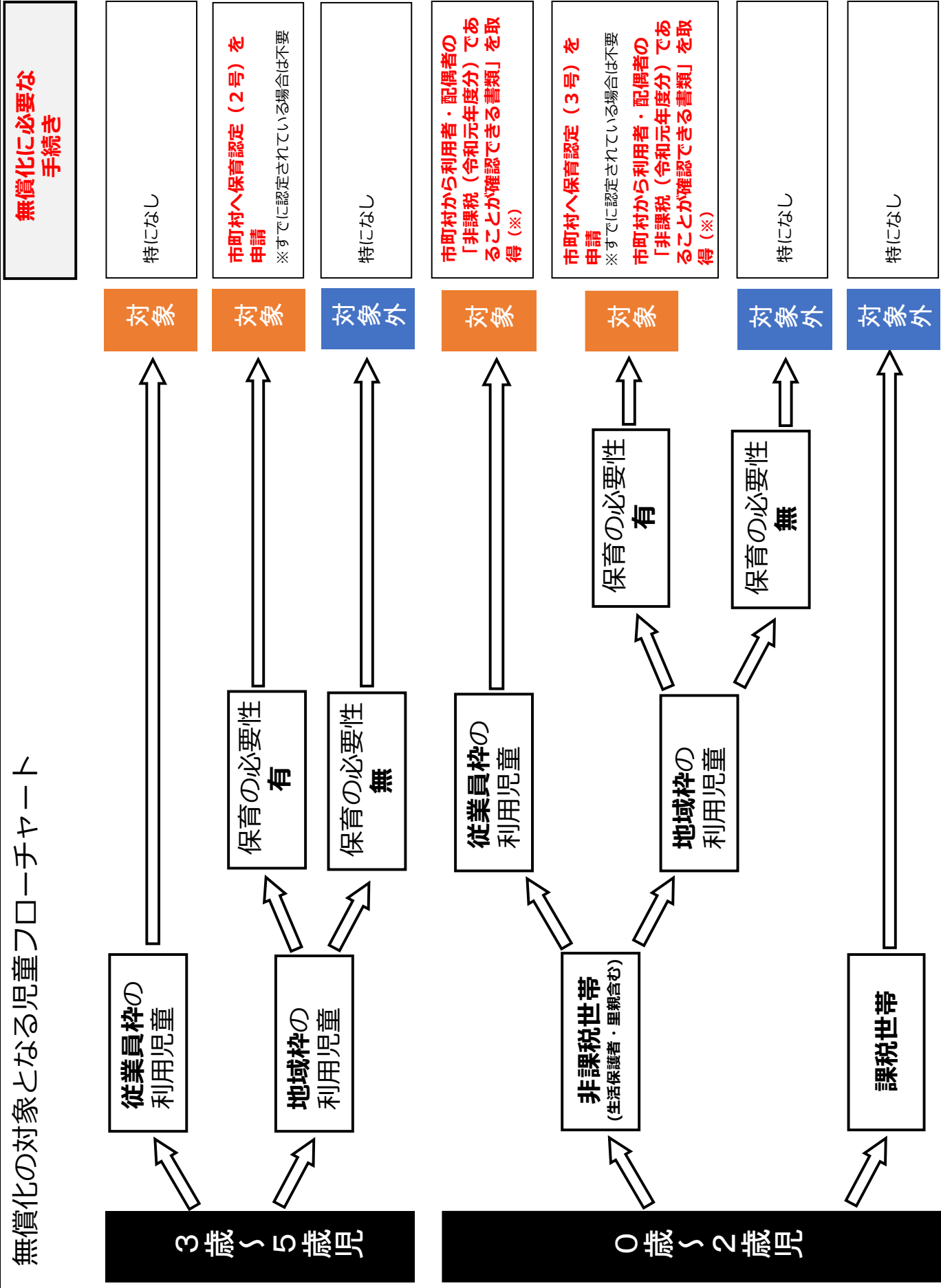
【利用料】

- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

無償化の対象となる児童フローチャート



無償化に必要な手続き

特になし

市町村へ保育認定（2号）を申請
※すでに認定されている場合は不要

特になし

市町村から利用者・配偶者の「非課税（令和元年度分）であることが確認できる書類」を取得（※）

市町村へ保育認定（3号）を申請
※すでに認定されている場合は不要
市町村から利用者・配偶者の「非課税（令和元年度分）であることが確認できる書類」を取得（※）

特になし

特になし

（※）生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備（保護証明書や、里親委託通知書など）